

大津市単位老人クラブ活動補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉対策の一環として、高齢者の生きがい健康づくりの場としての単位老人クラブ（以下「老人クラブ」という。）の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、高齢者の心身の健康増進、教養の向上、老人クラブ活動の活性化を図ることを目的とする。

(老人クラブの要件)

第2条 この要綱において、「老人クラブ」とは、一定地域の老人により自主的に組織された団体で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) その活動を円滑に行うことができる範囲に居住する満60歳以上の者をその会員とするものであること。ただし、老後の社会活動の円滑な展開を図るために、満60歳未満の者を会員とすることを妨げない。
- (2) 会員の互選により代表者を1人置くものであること。
- (3) 会則、会員名簿、現金出納簿（証票綴を別に作成すること。）その他老人クラブの運営に必要な帳簿類を備えているものであること。
- (4) その収入及び支出の状況が常に明確にされているものであること。
- (5) 現金出納簿その他の会計帳簿の閉鎖の時から5年間、その会計帳簿及びその事業業に関する重要な資料を保存しているものであること。
- (6) その活動に要する経費に充てるため、定期的又は不定期に、会費等を徴収しているものであること。ただし、会則に会費等の免除についての定めをすることを妨げない。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市単位老人クラブ活動補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる老人クラブは、生きがいづくり又は社会参加の活動（健康の増進に資する活動、教養の向上に資する活動、奉仕活動等をいう。）に関する事業を実施している老人クラブであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 適合クラブ（その会員が30人以上で、国の補助対象となる老人クラブをいう。以下同じ。）
- (2) 小規模老人クラブ（その会員がおおむね15人以上29人以下で、滋賀県の補助対象となる老人クラブをいう。以下同じ。）

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、高齢者の生きがい健康づくり等の各種活動とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）及び補助金額は、別表のとおりとする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、市長に提出しなければならない交付申請書は、単位老人クラブ活

動補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書
 - (2) 当該年度の収支予算書
 - (3) 老人クラブ台帳
 - (4) 会員名簿
- (決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、単位老人クラブ活動補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、単位老人クラブ活動補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、単位老人クラブ活動補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は単位老人クラブ活動補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容変更等の承認申請書)

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、単位老人クラブ活動補助金変更承認申請書（様式第6号）又は単位老人クラブ活動補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

(承認通知書)

第10条 規則第13条第2項の規定による通知は、単位老人クラブ活動補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは単位老人クラブ活動補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は単位老人クラブ活動補助金承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは単位老人クラブ活動補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、単位老人クラブ活動補助事業実績報告書（様式第12号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該年度の事業報告書
 - (2) 当該年度の収支決算書
 - (3) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し
- (確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による確定通知は、単位老人クラブ活動補助金確定通知書（様式第13号）とする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、単位老人クラブ活動補助金交付請求書（様式第14号）とする。

2 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、単位老人クラブ活動補助金交付請求書（様式第15号）とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、単位老人クラブ活動補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還命令は、単位老人クラブ活動補助金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年3月1日に制定し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による補助金のうち、適合クラブを交付対象とするものは当該補助に対する国庫補助金の交付措置が終了するに至ったときに、小規模老人クラブを交付対象とするものは当該補助に対する滋賀県の補助金の交付措置が終了するに至ったときに、それぞれ廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度以後に交付する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第5条関係）

1 交付対象経費

適合クラブ	適合クラブの事業実施に必要な報償費、旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料
小規模老人クラブ	小規模老人クラブが行う社会奉仕活動、老人教養講座開催等及び健康増進事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

2 補助金額

補助金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額が交付対象経費の額を超えるときは、交付対象経費の額を補助金の額とする。

(1) 基礎額 当該年度における活動月数に、ア又はイに掲げる老人クラブの区分に応じ、それぞれア又はイに定める額を乗じて得た額

ア 適合クラブ 3,015円

イ 小規模クラブ 1,200円

(2) 会員数割 当該年度の4月1日における会員数に311円（大津市老人クラブ連合会に加入していない老人クラブにあっては、100円）を乗じて得た額

様式第1号（第6条関係）

単位老人クラブ活動補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 クラブ名

住所

代表者名

連絡先

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、単位老人クラブ活動補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 当該年度の事業計画書 (2) 当該年度の収支予算書 (3) 老人クラブ台帳 (4) 会員名簿

単位老人クラブ活動補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった単位老人クラブ活動補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	1 大津市補助金等交付規則及び大津市単位老人クラブ活動補助金交付要綱の規定を遵守すること。 2 この補助金は、会員の教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動等の老人福祉の増進に寄与する事業以外には、使用できない。 3 この補助金の使途等については、大津市監査委員等の監査を受けることがある。 4 前3項に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第7条関係）

単位老人クラブ活動補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった単位老人クラブ活動補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第8条関係）

単位老人クラブ活動補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした単位老人クラブ活動補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第8条関係）

単位老人クラブ活動補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした単位老人クラブ活動補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

単位老人クラブ活動補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 クラブ名

住所

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった単位老人クラブ活動補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	変更後の事業計画書

様式第7号（第9条関係）

単位老人クラブ活動補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 クラブ名

住所

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった単位老人クラブ活動補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃 止）す る 理 由	
中 止（廃 止）の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第10条関係）

単位老人クラブ活動補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした単位老人クラブ活動補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第10条関係）

単位老人クラブ活動補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした単位老人クラブ活動補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第10条関係）

単位老人クラブ活動補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした単位老人クラブ活動補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第10条関係）

単位老人クラブ活動補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした単位老人クラブ活動補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

単位老人クラブ活動補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 クラブ名

住所

代表者名

連絡先

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった単位老人クラブ活動補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補助事業の経費清算額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	（1）当該年度の事業報告書 （2）当該年度の収支決算書 （3）領収書等（明細を記したものを含む。）の写し

様式第13号（第12条関係）

単位老人クラブ活動補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした単位老人クラブ活動補助事業について、次のとおり単位老人クラブ活動補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

単位老人クラブ活動補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 クラブ名

住所

代表者名

㊟

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった単位老人クラブ活動補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

単位老人クラブ活動補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 クラブ名

住所

代表者名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった単位老人クラブ活動補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 金 込 融 先 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

様式第16号（第14条関係）

単位老人クラブ活動補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした単位老人クラブ活動補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 (確 定) 金 額	
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

単位老人クラブ活動補助金返還通知書

大 年 第 月 号 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした単位老人クラブ活動補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。